

今月号では、消費税インボイス制度開始に伴い、特に重要と思われる項目のチェックリストを掲載しております。ぜひご活用ください。

各チェック項目について、確認した日付をそれぞれの「①」「②」「③」「④」の欄に記入します。
該当しない場合は、「該当なし」に「✓印」を記入します。

チェック項目		チェック実施日・Memo				
		該当なし	①	②	③	④
発行	発行するインボイスについて	該当なし	①	②	③	④
	発行するインボイスについて、記載事項に不備がないか確認しましたか		/	/	/	/
	<ul style="list-style-type: none"> インボイスに必要な記載事項はP2「インボイスと簡易インボイスの記載事項の比較」を参照してください。 インボイスに記載する名称について、例えば、電話番号を記載するなど、インボイス発行事業者であることを特定できれば、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません。 手書きの領収書であっても、インボイスとして必要な事項が記載されていれば、インボイスに該当します。 誤認されるおそれのある表示をした書類や虚偽記載のインボイスを発行した場合、罰則があります。 	【Memo】				
発行	簡易インボイスの発行について	該当なし	①	②	③	④
	インボイス発行事業者が不特定かつ多数の者と取引を行う場合には、簡易インボイスを発行することができることを確認しましたか		/	/	/	/
	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる事業者は、①小売業②飲食店業③写真業④旅行業⑤タクシー業⑥駐車場業（不特定かつ多数の者に対するものに限る）⑦その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者と取引をする事業、です。 簡易インボイスに必要な記載事項はP2「インボイスと簡易インボイスの記載事項の比較」を参照してください。 	【Memo】				
発行	インボイスに記載する消費税額等の端数処理について	該当なし	①	②	③	④
	消費税額の端数処理は1つのインボイスにつき、税率ごとに1回とされていることを確認しましたか		/	/	/	/
	<ul style="list-style-type: none"> 端数処理の方法は、切上げ、切捨て、四捨五入など任意です。 	【Memo】				
発行	発行したインボイスの保存義務について	該当なし	①	②	③	④
	インボイス発行事業者における、発行したインボイスの写しの保存義務について確認しましたか		/	/	/	/
	<ul style="list-style-type: none"> インボイス発行事業者は発行したインボイスの写し及び提供したインボイスに係る電磁的記録の一定期間の保存義務があります。 写しには、発行した書類を複写したものに限らず、そのインボイスの記載事項が確認できる程度の記載がされているものも含まれます。 	【Memo】				

チェック項目		チェック実施日・Memo				
発行	5 返還インボイスの発行義務について インボイス発行事業者が返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、返還インボイスの発行義務があることを確認しましたか	該当なし	①	②	③	④
			/	/	/	/
		【Memo】				
発行	6 少額な返還インボイスの発行義務免除について 少額な返還インボイスについては、その発行義務が免除されていることを確認しましたか ・売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、返還インボイスの発行義務が免除されます。	該当なし	①	②	③	④
			/	/	/	/
		【Memo】				
発行	7 小規模事業者に係る2割特例について 免税事業者から課税事業者となる場合に、税負担軽減策として設けられた経過措置（2割特例）を確認しましたか ・2割特例は届出が必要な制度ではなく、申告書に「2割特例の適用」を受ける旨を付記します。 ・2割特例が適用できない課税期間（基準期間の課税売上高が1,000万円超等、一定の場合）は注意が必要です。 ・適用対象期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間です。	該当なし	①	②	③	④
			/	/	/	/
		【Memo】				

■ インボイスと簡易インボイスの記載事項の比較

インボイス	簡易インボイス
①インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	①インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
②取引年月日	②取引年月日
③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）	③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率	④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
⑤税率ごとに区分した消費税額等	⑤税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率
⑥インボイスの発行を受ける事業者の氏名又は名称	

チェック項目		チェック実施日・Memo				
受取	取引先へのインボイス登録状況の確認について	該当なし	①	②	③	④
	取引先がインボイス発行事業者の登録を行っているか確認しましたか		/	/	/	/
	・取引先が未登録の場合には、インボイス発行事業者の登録を行う意向を確認してみましょう。	【Memo】				
	受領するインボイスについて	該当なし	①	②	③	④
	取引先から受領する書類のうちどの書類がインボイスに該当するか確認しましたか		/	/	/	/
・受取インボイスについては自社だけで決定することができません。取引先のインボイス対応状況を早期に確認しましょう。	【Memo】					
受領したインボイスの記載事項について	該当なし	①	②	③	④	
インボイスを受領した場合、記載事項に不備がないか確認しましたか		/	/	/	/	
・インボイスに必要な記載事項はP2「インボイスと簡易インボイスの記載事項の比較」を参照してください。	【Memo】					
・記載事項に不備がある場合には、修正したインボイスの発行を依頼しましょう。						
インボイス未登録の事業者からの仕入れについて	該当なし	①	②	③	④	
インボイス未登録の事業者からの仕入れ等について、原則として仕入税額控除が受けられなくなることを確認しましたか		/	/	/	/	
・自社が税抜経理方式を採用している場合、インボイス未登録の事業者からの仕入れ等により仮払消費税等の額と異なる金額の経理処理には留意が必要です。	【Memo】					
・なお、経過措置により令和11年9月末までは一定の割合で求められた金額を控除額とすることが認められています。						
請求書や領収書の発行を受けない取引について	該当なし	①	②	③	④	
家賃の口座振替など、支払いの都度インボイスが交付されない取引について、賃貸借契約書や通帳などの複数の書類でインボイスの要件を満たすことを確認しましたか		/	/	/	/	
・契約書にインボイスとして必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類（通帳等）とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。	【Memo】					

チェック項目		チェック実施日・Memo				
受取	帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合について 請求書等の発行を受けることが困難であるなどの理由により、3万円未満の公共交通機関による旅客運送や自動販売機による商品購入等の特定取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められることを確認しましたか	該当なし	①	②	③	④
			/	/	/	/
			【Memo】			
	旅費交通費の精算について 従業員が旅費交通費の精算を行う場合、立替金精算書の保存や帳簿への一定事項の記載が必要であることを確認しましたか ・原則、会社宛のインボイスが必要となります。 ・従業員宛のインボイスの場合、会社宛の名称が記載された「立替金精算書」も必要となります。 ・出張旅費規程等に基づく実費相当額や日当を従業員に支給する場合、一定事項の記載がされた帳簿のみの保存で仕入税額控除が受けられます。	該当なし	①	②	③	④
			/	/	/	/
			【Memo】			
	通勤手当の支給について 従業員に支給した通勤手当について、帳簿への一定事項の記載が必要であることを確認しましたか ・賃金規程等に基づく通勤手当を従業員に支給する場合、一定事項の記載がされた帳簿のみの保存で仕入税額控除が受けられます。 ・仕入税額控除が認められる「通勤に通常必要と認められる部分の金額」は所得税法施行令第20条の2の規定の非課税内であるかどうかは問いません。	該当なし	①	②	③	④
			/	/	/	/
			【Memo】			
	少額特例について 一定規模以下の事業者に適用される少額特例の制度について確認しましたか ・基準期間における課税売上高が1億円以下または特定期間の課税売上高が5千万円以下の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間、税込み1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能となります。 ・課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満に該当するか否かは1取引単位で判定します。	該当なし	①	②	③	④
			/	/	/	/
			【Memo】			

チェック項目		チェック実施日・Memo				
10	仕入明細書について	該当なし	①	②	③	④
	自ら作成する仕入明細書で仕入税額控除を受けるためには、取引先の確認を受け、保存することを確認しましたか		/	/	/	/
	・必要な記載事項は以下のとおりです。 ① 書類の作成者の名称 ② 課税仕入れの相手方の名称及び登録番号 ③ 課税仕入れを行った年月日 ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率 ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等	【Memo】				
11	支払証明書について	該当なし	①	②	③	④
	自社で作成する支払証明書や出金伝票等では原則として仕入税額控除を受けられないことを確認しましたか		/	/	/	/
		【Memo】				
12	取引先による経費の立替払いについて	該当なし	①	②	③	④
	取引先が自社の代わりに経費の立替払いを行っている場合、必要事項が記載された立替精算書および取引先宛のインボイスの保存が必要であることを確認しましたか		/	/	/	/
	・取引先宛のインボイスだけでは自社のインボイスとすることができません。 ・なお、実際の支払先がインボイス発行事業者であれば、立替払いをした取引先がインボイス発行事業者であるかどうかは問いません。	【Memo】				
13	クレジットカードを利用する場合のインボイスについて	該当なし	①	②	③	④
	クレジットカードを利用して支払った場合、仕入税額控除を受けるために支払先からインボイスの発行を受けましたか		/	/	/	/
	・クレジットカードの利用明細書はインボイスではないため、利用明細書だけでは仕入税額控除を受けられません。ただし、カード会社に支払う年会費等は、カード利用明細書がインボイスとなることもあるので注意が必要です。	【Memo】				
14	ETCを利用する場合のインボイスについて	該当なし	①	②	③	④
	ETCを利用して高速料金等を支払う場合、インボイスとして「ETC利用証明書」の保存が必要となることを確認しましたか		/	/	/	/
	・高速道路の利用に係る領収書・利用証明書のインボイス対応については、各高速道路会社のHPに掲載されています。なお、「ETC利用照会サービス」サイトにおいて、料金確定後に電子簡易インボイスのETC利用証明書が発行される予定です。	【Memo】				

受取